

議案第 7 6 号

勝山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

勝山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

勤務1時間当たりの給与額の算出について、常勤職員の例により算出するため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

勝山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年勝山市条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
(勤務1時間当たりの給与額の算出) 第16条 第10条において準用する給与条例第13条、第12条において準用する給与条例第15条及び第13条において準用する給与条例第16条並びに次条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、 <u>給料の月額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。</u>	(勤務1時間当たりの給与額の算出) 第16条 第10条において準用する給与条例第13条、第12条において準用する給与条例第15条及び第13条において準用する給与条例第16条並びに次条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、 <u>常勤職員の例により算出する。</u> _____ _____

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この条例による改正後の勝山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第16条の規定による勤務1時間当たりの給与額の算出は、令和7年度以降の勤務について適用し、令和6年度以前の勤務については、なお従前の例による。